

令和7年度 委託

~~設計書~~  
仕様書

1. 委託名 単位老人クラブ視察研修に伴う輸送業務委託（単価契約）
2. 委託場所 川越市内全域
3. 委託費 金 円 （積算原価 円）  
（単価） （単価）

委託の大要	単位老人クラブや老人クラブ連合会が開催する研修会の参加者が現地を視察する際の往復の輸送を委託するものである。  予定件数： 17台（年間延べ件数）
-------	---

委 託 費 内 訳 書							
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運賃							
	キ口制運賃		キ口	150			} 年間予定件数17台
	時間制運賃		時間	10			
計							
消費税							
委託費(単価)							

## 単位老人クラブ視察研修に伴う輸送業務委託仕様書

### 1 件 名

単位老人クラブ視察研修に伴う輸送業務委託（単価契約）

### 2 業務目的

単位老人クラブ視察研修に伴う単位老人クラブ参加者を安全に送迎することを目的とする。

### 3 法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、当該業務の関係法令を正しく理解しかつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる発注者の指示に従わなければならない。

### 4 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

### 5 業務内容

- (1) マイクロバス使用申請書により指定された時刻に配車し、目的地へ安全に輸送し、業務終了後、降車場所まで輸送する。
- (2) 受注者は、業務着手前に以下の書類を提出する。
  - ① 実施計画書
  - ② 業務従事者名簿（車内の物品管理等における責任の所在を明らかにするため）
  - ③ その他発注者指定のもの
- (3) 受注者は、各月の業務終了ごとに、発注者が指定する報告書を作成し、提出する。

### 6 入札書に記載する金額及び支払方法

- (1) 入札書に記載する金額は、小型バス1台あたりの単価とし、実拘束時間10時間、往復150kmをもとに積算する。実拘束時間には、出庫前、帰庫後の点検及び点呼を含む。支払いは月払いとする。
- (2) 出庫、帰庫については、川越市内を想定する。ただし、川越市外の出庫、帰庫については、実拘束時間、距離を加えて積算する。
- (3) 車両にかかる燃料代、整備代、修理代等は、受注者の負担とする。

- (4) 受注者は各月の業務終了ごとに、発注者が指定する報告書(6(2)に規定する車庫から目的地までの距離、点呼点検開始時刻並びに出庫及び帰庫の時刻の記載を含む。)を作成し、検査に合格した後、発注者に対し委託料の支払いを請求するものとする。

## 7 契約について

- (1) 以下の条件による1日1台あたりの単価契約とする。
- (2) 使用予定台数 17台(年間延べ数)

## 8 損害賠償について

- (1) バス運行業務に起因する損害または傷害に対する賠償は、受注者がその責を負うこと。ただし、受注者の責によらないものはこの限りではない。
- (2) 任意保険、その他必要な保険などについては受注者が加入するものとする。任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険を含むものとする。

## 9 バスの仕様等

- (1) 小型の車両を使用すること。
- (2) 冷暖房の設備を有すること。
- (3) 一般貸切旅客自動車を使用すること。

## 10 利用の形態

- (1) 実拘束時間はおおむね10時間(出庫前、帰庫後の点検、点呼2時間を含む)以内、往復概ね150kmで、規定時間内は他の用に供しないこと。
- (2) 行き先は、市外及び県に接する他都県の区市町村で、概ね仕様の時間内で往復できる地域とする。
- (3) 深夜、早朝は除く。
- (4) 委託期間を通して車両及び運転手の確保が可能であること及び1日に2台となることがあるが、車両及び運転手の確保が可能であること。
- (5) 借上げ運行中について、他の用途に用いないこと。

## 11 消費税

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合は、経過措置が優先して適用される。

## 12 外部への再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

## 13 その他

- (1) 国土交通省へ届け出ている運賃、料金の下限值を下回らないこと。
- (2) 決定業者は、見積後の積算根拠内訳明細書を提出すること。
- (3) 決定業者は、運行車両に係る任意保険の契約内容及び運送約款の写しを提出すること。
- (4) この仕様書は、業務委託の大要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない事項についても双方誠意をもって行うものとする。

※ 埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制における荷主等の義務（第33条）を遵守すること。